

国民健康保険法第68条の2第1項の規定に基づく平成15年度の指定市町村の指定について

- 1 国民健康保険法第68条の2第1項の規定に基づき、平成15年度における安定化計画の指定市町村を1月31日付けで指定した。
- 2 指定市町村は、当該市町村の実績給付費（災害その他の特別事情に係る額は控除）が、当該市町村の基準給付費に1.14倍を乗じて得た額を超える市町村である。
- 3 平成15年度指定市町村数は、131市町村で、17道府県にわたっている。
都道府県別にみると、北海道が41市町村、次に福岡県が22市町村、その次に鹿児島県が16市町村となっている。
富山県で指定市町村が解消されたが、三重県で新たに指定市町村が発生した。
- 4 平成14年度に引き続き指定された市町村数は93、また、新規（再）に指定された市町村数は38で、いずれも適切かつ強力な安定化計画の実施が必要となっている。
- 5 指定市町村は、指定後、厚生労働大臣の定める安定化計画の作成指針（昭和63年7月22日厚生省告示第216号「安定化計画の作成指針を定める件」）に従い、3月末までに、国民健康保険事業の運営の安定化に関する計画（「安定化計画」）を定め、この計画に沿った医療給付費等の適正化その他運営の安定化のための措置を講ずることとなる。

平成15年度 指定市町村一覽

北海道	札幌市	広島県	尾道市	佐賀県	鳥栖市	
	函館市		因島市		大和町	
	小樽市		倉橋町		神埼町	
	旭川市		宮島町		千代田町	
	留萌市		沼隈町		三田川町	
	苫小牧市		山口県		小野田市	北茂安町
	芦別市				徳島県	神山町
	江別市		那賀川町			上峰町
	赤平市		上板町			相知町
	三笠市		吉野町			塩田町
	根室市	土成町	長崎県	香焼町		
	千歳市	阿波町		野母崎町		
	滝川市	山川町		生月町		
	北広島市	厚田村	熊本県	荒尾市		
	厚田村	美馬町		牛深市		
	上磯町	一字村		泉村		
	恵山町	砂原町	穴吹町	龍ヶ岳町		
	島牧村	黒松内町	三野町	大分県	大分市	
	喜茂別町	香川県			坂出市	大田村
	岩内町		直島町		佐賀関町	
泊村	綾上町		野津町			
神恵内村	豊中町		本耶馬溪町			
積丹町	愛媛県		伊予三島市	鹿児島県	串木野市	
古平町		波方町	加世田市			
仁木町		高知県	室戸市		笠沙町	
余市町	芸西村		大浦町			
南幌町	吉川村		坊津町			
由仁町	福岡県	北九州市	川辺町			
長沼町		大牟田市	市来町			
栗山町		久留米市	伊集院町			
中富良野町		直方市	郡山町			
増毛町		八女市	日吉町			
初山別村		筑後市	吹上町			
枝幸町		豊前市	金峰町			
豊浦町		小竹町	鶴田町			
虻田町		鞍手町	東町			
白老町		若宮町	栗野町			
平取町	稲築町	吉松町				
羅臼町	杷木町					
石川県	志雄町	大木町				
		三橋町				
三重県	紀伊長島町	香春町				
		糸田町				
大阪府	大阪市	川崎町				
		大任町				
		赤村				
岡山県	玉野市	吉富町				
		築城町				
		大平村				
計 131市町村(17道府県)						

平成15年度 安定化計画指定市町村の指定状況

都道府県名	指定市町村数			15年度指定の内訳			
	15年度	14年度	13年度	継続指定	再指定	新規指定	指定除外
北海道	41	37	40	32	9	0	5
(富山県)	0	1	1	0	0	0	1
石川県	1	2	3	1	0	0	1
三重県	1	0	0	0	0	1	0
大阪府	1	2	3	1	0	0	1
岡山県	1	1	2	1	0	0	0
広島県	5	4	2	3	1	1	1
山口県	1	1	0	1	0	0	0
徳島県	11	8	10	6	4	1	2
香川県	4	2	2	2	0	2	0
愛媛県	2	2	2	1	0	1	1
高知県	3	2	2	2	1	0	0
福岡県	22	23	28	20	1	1	3
佐賀県	10	6	9	6	2	2	0
長崎県	3	2	1	2	1	0	0
熊本県	4	3	5	2	2	0	1
大分県	5	2	3	2	0	3	0
鹿児島県	16	11	15	11	2	3	0
(沖縄県)	0	0	1	0	0	0	0
合計	131 17道府県	109 17道府県	129 17道府県	93	23	15	16

(注) 都道府県名欄の()書きは、平成15年度において指定市町村がなかった都道府県である。

(参 考)

高医療費市町村における安定化計画について

1 趣 旨

医療費の地域差問題に対応するため、厚生労働大臣が指定する医療給付費等が著しく多額な市町村（指定市町村）は、国民健康保険事業の運営の安定化に関する計画（安定化計画）を作成し、国及び都道府県の指導及び援助の下に、給付費等の適正化等運営の安定化のための措置を講ずる。

2 内 容

(1) 指定市町村の指定

厚生労働大臣は、毎年度、年度の始まる前（1月31日まで）に、指定年度の前々年度の当該市町村の実績給付費（災害等の特別な事情を考慮後）が、年齢構成等を勘案した当該市町村の基準給付費に1.14倍を乗じて得た額を超えた（災害等の特別な事情を控除した後の地域差指数）場合に指定市町村として指定する。

(2) 安定化計画の内容

- ① 高医療費の内容分析
- ② 安定化計画の目標設定
- ③ 医療費適正化等国民健康保険事業の安定化のための具体的な措置
- ④ 安定化計画の実施体制の整備

(3) 基準超過費用額の共同負担金

安定化計画の実施状況を踏まえ、指定年度における実績給付費（災害その他の特別事情に係る額は控除）が基準給付費の1.17倍を乗じて得た額を超える場合、その超える額（基準超過費用額）について、実績給付費（災害その他の特別事情に係る額は控除）の3%を限度として、指定年度の翌々年度において国、都道府県及び市町村がそれぞれ6分の1ずつ共同で負担する。

(注) 地域差指数とは年齢構成要因による給付費の高低の影響を除外して、当該市町村の実績給付費との比率を表したものであり、具体的には、実績給付費を年齢階層別1人当たり給付費が全国平均と同じと仮定した場合の当該保険者の給付費（基準給付費）で除した数値である。